

## 令和5年度 木路原地区定住促進住宅入居者募集要項

川本町では、定住の促進と地域の活性化のため定住促進住宅（以下「住宅」という。）の入居者を次のとおり募集する。

### 1. 募集する住宅

木路原地区定住促進住宅 2号棟（平成28年築）

島根県邑智郡川本町大字川本142番地6

### 2. 募集戸数

1戸（1世帯）

### 3. 入居開始予定

令和5年8月1日（火）から令和5年12月31日（日）までのいずれかの日  
（詳細な時期は入居決定者と連絡のうえ調整）

### 4. 住宅の間取り、構造及び規模

木造2階建て（間取り：3LDK、延床面積：91.15㎡）

※間取りの詳細については、別添の間取り図をご覧ください。

※オール電化住宅

### 5. 応募資格

#### 【必須要件】

- ①夫婦いずれかが町外の方、または転入後3年以内（令和5年4月1日時点）の町内の方で、川本町に定住するための住宅を必要とし、入居後速やかに住所を住宅の場所に移すことができる方。
- ②入居時において、夫または妻が35歳以下の夫婦である方、もしくは中学生以下のお子さんを一人以上扶養されている世帯
- ③住宅に8年以上居住し、買い取りを予定する方
- ④入居時において就労先がある方
- ⑤家賃及び敷金を支払う能力を有する方
- ⑥地方税等を滞納していない方
- ⑦連帯保証人を1名用意できる方
- ⑧申込者又はその同居人、もしくは同居人の親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない方

■要件を満たす応募が多数の場合は、次の世帯を優先のうえ審査を行う。

- ①入居時点で小学生以下の子どもがいる世帯
- ②申込時において世帯主の就労先が決まっている世帯
- ③夫婦ともに35歳以下の世帯

## 6. 家賃等

家賃 25,000円/月

敷金 50,000円（入居時）

※家賃の納付は、口座振替等により毎月所定の日に納付すること。

※家賃を滞納した場合は、保証人への連絡、保証人への支払い請求、住宅明け渡し請求、差し押さえ等の処分を科す場合がある。

## 7. 家賃の減額について

入居者からの申告に基づき、扶養し同居する18歳未満の子ども（毎年4月1日現在）人数に応じて毎年の家賃が減額する。減額は入居後最大8年間。

・減額

子ども1人につき5,000円/月

（木路原地区定住促進住宅：上限3人分 15,000円/月）

・1人あたりの減額期間 1人の子どもにつき最大8年間

## 8. 住宅の売却について

入居後8年が経過した場合、居住している住宅を原則買取りしていただく予定とする。なお売却額は、売却時の地価、建物の残存価格などを考慮し決定する。

※参考令和5年時点 木路原地区周辺地価…6,650円/m<sup>2</sup>

住宅土地面積…420.86m<sup>2</sup>

雑種地面積…218.46m<sup>2</sup>

※所有権等も入居者に移転。

## 9. 費用負担等

以下のものは入居者の負担となる。

- ①電気、水道、浄化槽維持管理等の使用料
- ②冷暖房器具等の設置にかかる費用
- ③汚物及びゴミ処理に関する費用
- ④引っ越し作業に伴う電気料金 など

## 10. 退去時の条件

退去時には、建物及び敷地内の清掃等を行い、入居時の状態に復元すること。

- (1) 不正の行為により入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 地域社会の平穩を阻害する行為をしたとき。
- (5) 本条例に規定する条項に違反したとき。
- (6) 入居の資格を満たさなくなったとき。（入居の資格：住宅に8年以上居住し、買い取りを予定する方等）
- (7) 入居者が住宅の全部又は一部を第三者へ転貸したとき。
- (8) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

## 11. その他居住に関する事項

- ① テレビは、川本町ケーブルテレビ（まげなネット）を設置。毎月の使用料は入居者の負担とする。
- ② 住宅の又貸し、目的外使用はできない。
- ③ 入居後は自治会等へ加入すると共に、地域活動などへ参加すること。
- ④ 小中学生はスクールバスでの通学ができる。
- ⑤ 最寄りの保育所：川本保育所（2km程度）
- ⑥ 光ファイバーを使用したインターネット等の利用が可能。接続にかかる費用及び毎月の使用料は入居者の負担とすること。

## 12. 入居応募期間及び場所

- (1) 応募期間 令和5年5月3日(水)から令和5年6月16日(金)17:00まで
- (2) 応募場所 川本町 まちづくり推進課  
〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3
- (3) 応募方法 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し応募。
  - ・定住促進住宅入居応募用紙
  - ・ヒアリングシート
  - ・雇用証明書（採用日(予定)及び在職期間の記載のあるもの）※郵送可（当日必着）

### 【応募を検討されている方へ】

応募にあたり事前に来町し、本町の気候や地域性等の状況を事前に把握した後の応募を推奨。なお、本町での生活や暮らしについての紹介や町の案内は、かわもと移住体験プ

プログラム（かわもと暮らし主催）等により対応可能。

〈かわもと暮らしHP〉 <https://www.kawamotogurashi.jp/>

### 1 3. 入居者の選考方法

入居選考基準に基づき審査会で決定。

### 1 4. 選考結果通知

令和5年7月中旬予定

### 1 5. お問い合わせ

○川本町 まちづくり推進課 地域政策係

TEL : 0855-72-0634

FAX : 0855-72-0635

メール : [machi@town.shimane-kawamoto.lg.jp](mailto:machi@town.shimane-kawamoto.lg.jp)

○かわもと暮らし

TEL : 0855-74-2110

メール : [info@kawamotogurashi.jp](mailto:info@kawamotogurashi.jp)